

教職員互助会の貸付事業の改正について

貸付に係る基準利率改定に伴い、互助会の貸付利率を引き上げます。

1 貸付金利率

改正後 年1.26% (令和8年4月1日から)

改正前 年0.9%

- ※ 令和8年度以降の新規貸付のほか、償還中の貸付についても、令和8年4月から改正利率を適用します。
(既貸付者の改正後の貸付金償還表については、3月下旬に所属所を通じて送付します。)

2 互助会の貸付事業の概要 (令和8年4月1日時点)

種類	貸付金額	年利率	償還回数	申込事由
生活資金	100万円を限度に10万円単位の額	1.26%	72回以内	臨時の資金を必要とするとき
自動車購入資金	200万円を限度に10万円単位の額(購入金額以内)			会員が自己の車を購入するとき
結婚資金	200万円を限度に10万円単位の額		120回以内	会員又は会員の子、孫若しくは弟妹が結婚するとき
教育資金	200万円を限度に10万円単位の額	会員又は会員の子、孫若しくは弟妹が、高校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校に入学又は修学するとき		
子育て支援資金	50万円を限度に10万円単位の額	無利子	1回1万円単位で希望回数	会員又は配偶者が、妊娠180日以上経過し、出産のため資金を必要とするとき
通勤手当資金	定期券の購入費用を限度に7万円以上で1万円単位の額		通勤手当支給月に全額償還	会員が自宅から勤務地への往復に利用する公共交通機関の定期券を購入するために臨時の資金を必要とするとき
住宅資金	300万円と5年後の退職金の額に200万円を加算した額とのいずれか低い額を限度に50万円以上10万円単位の額	1.26%	240回以内	会員が自己の住宅を新築、改築、増築、購入、修理又は住宅の敷地を購入するとき
特別住宅資金	100万円を限度に50万円以上10万円単位の額			会員が自己の住宅を新築、購入するとき(居住用床面積が、30平方メートル以上170平方メートル以下で延床面積の2分の1以上に限る。)

※ 利率は変動です。

※ 貸付の申込みには、「貸付申込書」の他、申込事由を証する添付書類等が必要となります。
詳しくは教職員互助会事務局へお問い合わせください。